2026年11月19日

各　位

会 社 名 株式会社　トーシンホールディングス
代表者名 管財人　　石　田　雅　文
管財人　　栗 田 口　太　郎
（コード：9444 東証スタンダード市場）
問合せ先 取締役　管理部長　　旭　萌々子
（TEL. 052－262－1122）

（訂正）「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」の一部訂正について

2026年11月19日付にて公表いたしました「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」につきまして、記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

（訂正前）

＜前略＞

本日、下記の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3,000万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。なお、当社は、2026年５月８日に、東京地方裁判所により、会社更生手続開始決定を受けておりますが、課徴金納付命令の勧告の対象は、同決定を受ける前に提出された報告書に関するものです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

2026年11月18日、下記の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3,000万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。なお、当社は、2026年５月８日に、東京地方裁判所により、会社更生手続開始決定を受けておりますが、課徴金納付命令の勧告の対象は、同決定を受ける前に提出された報告書に関するものです。

＜後略＞

以　上